

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和4年10月28日(金) 午前10時 ~
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

【環境先進都市推進部】

(1) ごみ収集業務中のごみ収集車の火災事故について

【健康福祉部】

(1) 電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業について

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種について

3 その他

令和4年10月28日

環境市民厚生常任委員会

— 提出資料 —

ごみ収集車の火災事故について

環境先進都市推進部

ごみ収集車の火災事故について

1 発生概要

発生日時:令和4年10月5日(水) 午前10時ごろ

発生場所:千代川町今津

発生状況:埋め立てごみを収集しているパッカー車の荷室から出火。

対 応:初期消火に努めるとともに、消防へ通報。消防到着後に消火活動を実施。

火災原因:消防の調査の結果、充満した可燃性ガスに何らかの可燃物が引火したものと推定。

(消火作業状況)



(火元となる可能性のある混入物 ※直接の火元となったかは不明)



スプレー缶

リチウムイオン
バッテリー
(携帯電話)

2 被害状況

- 消火活動にあたり、収集車のリアゲートを開放しようとしたが作動しなかったため、荷室を切開して消火活動を実施した。このため、荷室についてはその機能を失い、全損と判断される。
- 車両については直接的な被害はないものの、平成21年度の登録で走行距離は約25万kmと老朽化が進んでいる。
- 荷室内の廃棄物については、リアゲートが開放しないため、切開した荷室部より排出した。
- 周辺地域の建築物等への延焼はなく、施設等の損傷も発生しなかった。

(消火後の状況)



(荷室からのごみ排出状況)



3 収集業務への影響（懸念）

- 当該車両の収集予定分については、他の収集車が分担し実施した。
- 現状では、予備車両がない状況で引き続きごみ収集業務を行う必要があることから、今後、予期せぬ車両トラブルが発生した場合は、ごみ収集業務に影響を与える恐れがある。
- 当該車両の代わりとなる新たな車両を早急に調達する必要がある。

4 今後の対応について

(1) 車両の調達

パッカー車は架装部（荷室）が特別装備であり、受注生産となることから、発注から納品までに要する期間は概ね半年から1年程度であったが、コロナ禍により、供給状況が不安定であり、状況によっては1年以上の期間がかかることも想定されるため、速やかな発注に努め、極力早期に納車が実現するよう取り組む必要がある。

（参考）コロナ禍での車両調達実績（R2～）

◇ダンプ車（ごみ収集用：2台）

契約から1年で納品（R2 年度発注。予算を R3 に繰り越して執行）

◇軽トラック（ふれあい収集用）

入札不調が2回続くなど、契約の目途が立たず、他課所管の公用車を修繕して調達（R2 年度予算を R3 に繰り越して執行）

◇パッカー車（ごみ収集用：1台）

契約から 8 カ月で納品（債務負担行為の設定 R3～R4）

(2) 予算措置について

速やかな発注、納車の実現に向け、令和 4 年12月予算で当該車両の購入に係る債務負担行為の設定について提案を予定。

パッカー車(1台) 10,478 千円

(3) 分別徹底の周知・啓発の強化

SNS や市 HP などを活用し、分別徹底の周知の強化を図るとともに、家庭ごみの収集運搬を実施する（公財）亀岡市環境事業公社との連携により、不正排出の啓発活動を強化する。

令和4年10月28日
環境市民厚生常任委員会

－ 提出資料 －

資料1

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業について

・・・（地域福祉課）

資料2

新型コロナウイルスワクチン接種について

・・・（健康増進課）

健康福祉部

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業について

1 事業概要

(1) 事業名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

(2) 事業期間

令和4年9月26日から令和5年3月31日まで

(3) 支給対象者

ア 住民税非課税世帯（プッシュ型）

基準日（令和4年9月30日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

* 下宿学生・単身赴任者等の被扶養親族のみで構成される世帯は除く

イ 家計急変世帯（申請型）

上記ア以外で予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯等

(2) 給付額

50,000円/世帯

※ 支給世帯数は、(3)ア・イを合わせて12,000世帯程度の見込み

(3) 給付方法

令和2年度の特別定額給付金又は前回給付金と同じ口座もしくは指定する口座に振り込み（予定）

(4) 事業目的

価格高騰によって特に家計への影響が大きくなる住民税非課税世帯を対象に、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を緩和軽減するために、1世帯当たり5万円の現金を給付するものです。

(5) 予算措置

予算額 635,000,000円

内 事業費 600,000,000円

事務費 35,000,000円

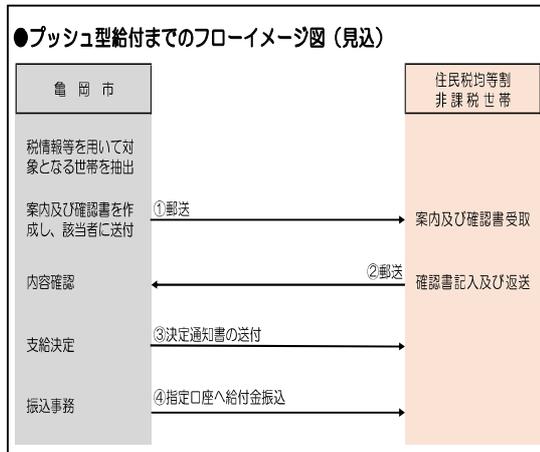
※ 事業・事務費とも補助率10/10

※ 12月が給付時期となる見込みのため、事務経費については、一旦、既決予算で対応し、12月に補正予算を計上する予定です。

3 事業スケジュール

(1) 給付計画（予定）

ア 住民税非課税世帯（プッシュ型）



①市民への手続き書類（確認書）の郵送

11月30日（水）開始

②手続き書類受付開始日

（市民から市への確認書返送）

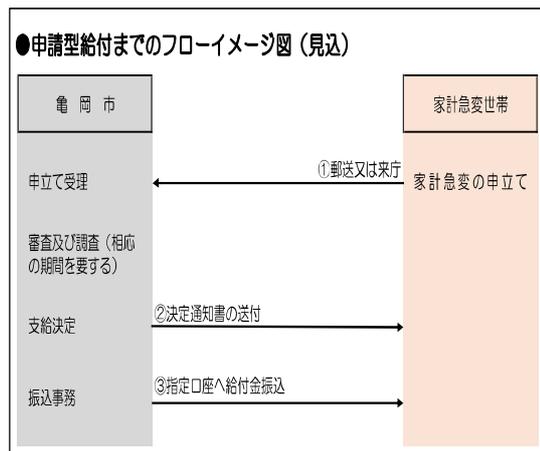
③支給決定通知の送付

12月13日（火）以降順次

④給付金口座振り込み

12月22日以降毎木曜日

イ 家計急変世帯（申請型）



①申請受付開始（申立て受理）

12月1日（木）開始

②支給決定通知の送付

申立て受理後2週間程度

③給付金口座振り込み

支給決定通知発送から3日以内

(2) 実施体制

コールセンター及び受付事務等については「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の体制を受け継いで対応します。

(3) 広報関係

ア 広報かめおか

12月号・令和5年1月号等において、制度の周知を図ります。

イ HP・SNS

HPでは、できるだけ早期に事業実施のお知らせを掲載するとともに、準備ができ次第、制度についての周知及び申請様式等を掲載します。

SNSでは、随時事業についてのお知らせを掲載します。

ウ チラシ・申請書等設置場所

地域福祉課・生活相談支援センター・市社会福祉協議会・文化センター等

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 （1世帯あたり5万円） は、住民税均等割非課税世帯や予期せず令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

給付金の支給時期

支給決定通知書で別途お知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 （いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

亀岡市から 確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



受付期間：令和4年12月1日（木）
～令和5年1月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、亀岡市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して、亀岡市に返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振込口座情報
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



ただし、世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合は、

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに亀岡市の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年取見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに亀岡市の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 平日 9:00~20:00

亀岡市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急
支援給付金コールセンター



0771-56-8130

受付時間 平日 9:00~17:00



新型コロナウイルスワクチン接種について

健康福祉部 健康増進課

1 オミクロン株対応ワクチンの接種について

オミクロン株対応ワクチン（従来株とオミクロン BA.1 株の2価ワクチン）については、10月3日から市内の実施医療機関（診療所）で接種を開始しました。その後、国においてオミクロン株対応ワクチンの接種間隔が5か月から3か月に短縮する省令が公布され10月21日に施行されたことから、接種券などについて、順次、対象となる方へ送付するための準備を進めています。

また、オミクロン BA.4-5 株と従来株に対応する2価ワクチンが10月5日に薬事承認され、接種に係る関係省令が10月13日に公布、施行されたことから、本市においても、順次、オミクロン BA.4-5 株対応の2価ワクチンに切り替えていきます。

※ 国は、オミクロン株の種類（BA.1 と BA.4-5）に関わらずオミクロン株成分を含むことで、現在、感染の主流となっているオミクロン株に対する重症化予防効果、感染・発症予防効果に寄与する免疫をより強く誘導し、従来型ワクチンを上回る効果があることが期待されることから、オミクロン株の種類に関わらず接種することを推奨している。

① オミクロン株対応ワクチン（1人1回接種）の接種対象

初回（1・2回目）接種を完了した12歳以上の市民で、最終接種日から3か月が経過した人（2回目、3回目又は4回目接種から3か月経過した人）

② オミクロン BA.4-5 株ワクチン配布スケジュール及び接種開始予定時期

市内病院及びムツミ医院

国から10月10日の週に配送が開始されており、順次、切り替えて実施

市内の診療所

10月31日に市から各医療機関へ配布。以降、順次、切り替えて実施

市の集団接種

11月5日から実施

③ 接種券などの発送

2回目、3回目又は4回目接種が完了したオミクロン株対応ワクチン未接種の12歳以上の人で、最終接種日から3か月経過後、順次、発送

※3回目、4回目の接種券を受け取ったがまだ接種していない人は、今ある接種券を使ってオミクロン株対応ワクチンを接種していただけます。

2 乳幼児（6か月～4歳）に対する新型コロナワクチン初回接種の開始について

小児の重症例や死亡例の割合は低いものの、オミクロン株流行下において令和4年7月以降の小児の重症・中等症の年齢別割合では5歳未満が約6割を占めたこと等を踏まえ、国は10月24日から乳幼児に対し新型コロナワクチン初回(1、2、3回目)接種を開始しました。

① 接種対象、接種間隔

6か月から4歳の乳幼児に対し、原則20日の間隔をおいて2回接種後、55日以上の間隔をおいて3回目を接種する。

② ワクチンの配布予定など

10月24日の週に国から市へ配布

11月初旬に市から市内の実施医療機関へ配布予定

③ 接種券の発送予定など

10月31日以降、対象者（約3,000人）へ、順次、接種券等を発送

（接種期間である今年度中に接種を完了するためには、令和5年1月15日までに1回目を接種する必要がある。）

④ 使用するワクチン

ファイザー社の乳幼児用ワクチン

⑤ 集団接種について

市医師会との協議において、乳幼児期はかかりつけの医療機関で各種ワクチンを接種されているため、個別接種のみでも円滑に接種が進むのではないかとの意見があったことから、現時点では集団接種を実施しない予定としている。

3 接種状況

令和4年10月25日現在	3回目	4回目
全体 (接種率)	54,943人 (69.16%)	25,783人 (32.46%)
内、60歳以上 (接種率)	28,929人 (90.08%)	21,465人 (66.84%)

※ 接種者数は、ワクチン接種記録システム（VRS）から抽出

※ 接種率は、全体接種対象者79,442人、60歳以上接種対象者32,115人に占める割合